

【1991年1月17日】魅力ある雇用機会づくり等総合的な地域雇用対策の確立について  
中央職業安定審議会

平成3年1月17日

労働大臣 小里 貞利殿

中央職業安定審議会  
会長 高梨 昌

魅力ある雇用機会づくり等総合的な地域雇用対策の確立について（建議）

当審議会は、魅力ある雇用機会づくり等総合的な地域雇用対策の確立につき、昨年11月より雇用対策基本問題小委員会において鋭意検討を行ってきたが、今般、別紙のとおり小委員会報告がとりまとめられ、本日の本審議会において決定をみた。

今後、この決定の趣旨に沿って、魅力ある雇用機会づくり等総合的な地域雇用対策の確立を図ることが必要であると考えるので、この旨建議する。

魅力ある雇用機会づくり等総合的な地域雇用対策の確立について

最近の我が国の雇用情勢は、内需を中心とした持続的な景気拡大を反映して着実に改善され、人手不足感が広がるなど、円高不況時の雇用不安の状況と比べると様がわりの状況となっている。しかしながら、雇用機会の格差が地域間において依然として大きい現状にある一方、首都圏を中心とした大都市圏への経済機能、人材等の集中が進展し、国土の均衡ある発展を妨げるような様々な問題が生じている。このため、地域の活性化、多極分散型の国土形成を目的とした国や地方公共団体の各種施策が実施されているところであるが、大都市圏への人口集中は依然として進展しつつある。

地域雇用対策は、現在、地域雇用開発等促進法（昭和62年法第23号）の規定に基づき、指定地域に対して、地域雇用開発助成金の支給による雇用機会の創出等各種の施策が講じられているところである。これらの施策は、少なくとも量的な意味において雇用機会の増加に貢献し、地域における労働力需給の不均衡の是正を図る上で重要な役割を果たしてきたといえるが、北海道、東北、四国、九州等における地域の中には、依然として改善のテンポが緩やかで雇用機会の不足する地域が残されている。一方、求人倍率の動向から量的には雇用情勢が改善されたとみられる地域であっても、地域的な雇用構造が改善されてお

らず、望ましい雇用機会が乏しい等の理由から、若年者を中心とした労働力が当該地域から流出していくといった問題がみられるところである。また、多くの勤労者が集中している首都圏においては、土地・住宅問題、長時間通勤問題など勤労者生活をとりまく環境が厳しく、Uターン希望者が増加するなど地方定住志向が高まりをみせているが、地方圏においては、高度な技術や技能を有した勤労者を受け入れるに足る雇用機会、文化施設や医療・教育施設の整備を含めた定住条件、種々の情報に接することによって行われる自己啓発の機会が十分でないことから、地方圏での定住に踏み切れないでいるケースが多くあることも指摘されている。

このような状況を踏まえ、今後の地域雇用対策の推進にあたっては、全般的に雇用機会が不足する地域において、地域の雇用失業情勢に的確に対応した効果的な施策を引き続き進めていくほか、量的には雇用情勢が改善されたとみられる地域であってもなお若年者を中心とした労働力が流出する等の問題を抱える地域においては、勤労者にとって魅力ある地域づくりを支援することによって地域の発展を担うべき人材の確保、育成、定住を促進していくなど、次のような施策を総合的に講じていく必要がある。この場合、このような新たな視点からの施策を含む地域雇用対策を進める必要があることから、現行の地域雇用開発等促進法の改正を行う等所要の措置を講ずることが適当である。

なお、地方圏に定着していく産業や生活文化は、それぞれの地域の創意や主体性のもとに、各地域が持つ資源や人的能力、産業集積の複合の中からこそ生まれてくると考えられるので、良質の雇用機会をつくることや定住条件を整備すること等を促進するに当たっては、当該地域の自主的創意及び努力を基本とすべきであり、地域の様々な自主的な動きを支援する形で展開させることが適当である。また、その効果を高めるためには、地方公共団体、事業主、労働団体等地域関係者が広く協力することが肝要であり、さらに、総合的な地域雇用対策を講ずるに当たっては、関係各省庁の施策との連携についても配慮すべきである。

## 勤労者にとって魅力ある地域づくりを支援するための施策

### 1 対象地域

量的な意味での雇用機会不足に解消されたものの、若年者を中心に労働力が流出していることなどから勤労者にとって魅力ある地域づくりを支援する必要がある地域を新たに雇用環境整備地域（仮称）として選定し、所要の措置を講ずるものとする。

地域の選定に当たっては、当該地域において講ぜられる施策が従来の雇用機会不足地域に対する施策と異なり地域の自主的な取組みを援助するものであることから、当該地域が積極的に国に支援を求めてきた場合に実施されるよう構築する必要がある。このため、雇用環境整備地域は、(i)人口等の一定の集積及び量的な意味での雇用機会はあるが(ii)魅力ある雇用機会が不足していること等により若年者を中心とする

労働力の流出が著しい等の要件を備えた地域であって、当該地域に関し都道府県が関係市町村と協議のうえ策定する勤労者にとって魅力ある地域づくりのための計画（地域雇用環境整備計画（仮称））を労働大臣が承認する地域を対象とすべきである。その際、政策効果を考慮すると、その地域は、これらの措置と相まって社会資本の基盤整備が進められるような地域であることが適当である。

## 2 雇用環境整備地域において講ずべき施策

雇用環境整備地域においては、国は、地方公共団体等地域関係者の自主的な取り組みを尊重しつつ、職種、労働条件（賃金、労働時間等）福利厚生面等を総合的に勘案して良質で魅力ある雇用機会の開発及び人材の確保・育成・定住等を促進するため、次のような施策を講ずる必要がある。

なお、都道府県の地域雇用環境整備計画の策定について、その要する費用の一部を国が援助することを考慮する必要がある。

### （1）魅力ある雇用機会の開発のための措置

魅力ある雇用機会としてのモデル性を有する事業に対する助成制度の新設

雇用環境整備地域内で地域関係者が一体となり雇用構造の改善に資する良質で魅力ある雇用機会を開発していこうとするモデル性を有するプロジェクトを積極的に援助していく事業（雇用構造改善モデルプロジェクト推進事業）を実施することとし、助成金制度の新設を行うこと。

魅力ある雇用機会の開発等に対する融資制度の新設

雇用環境整備地域において、地域雇用環境整備計画に適合した魅力ある雇用機会の開発に役立つ事業が行われる場合に必要な資金について政府系金融機関が低利で融資を行う制度を設けること。

### （2）人材の確保・育成・定住のための措置

雇用促進事業団による勤労者福祉施設の設置等

雇用環境整備地域内に所在する事業所に雇用される労働者の職業生活上の環境の整備改善を図るため、雇用促進事業団が勤労者福祉施設を設置するに当たっては、当該地域に特別の配慮をすること。また、雇用環境整備地域内の事業所に住居を移転して就職する労働者が雇用促進住宅に入居できるよう所要の措置を講ずるとともに、その設置に当たっては、当該地域に特別の配慮をすること。

福利厚生施設の設置・整備に対する雇用促進融資制度の拡充

雇用環境整備地域内の事業主が福利厚生施設を設置・整備する場合、雇用促進事業団の低利融資が受けられることができるよう、雇用促進融資の拡充を図ること。

能力開発の促進

雇用環境整備地域内において、地域雇用環境整備計画の趣旨に沿った人材を育成するため、公共職業訓練の実施、地域職業訓練センターの設置、中小企業人材育成プロジェクト対象団体の指定等従来からの施策の実施について特別の配慮を行うこととするほか、民間研修訓練施設整備事業に対して政府系金融機関が低利で融資を行う制度を設けること。

### (3) 雇用環境の整備を目的とする基金の造成

雇用環境整備地域において、地域にとって必要な人材を確保するための雇用情報提供事業、魅力ある雇用機会を開発するために事業主が行う資金の借入れ等に係る債務保証事業等を推進できるよう、その財源の確保のために基金制度の設立を促進すること、そのため、国は、当該基金の造成に対して出捐を行う地方公共団体に対し補助を行うとともに、事業主等が当該基金に負担金を支出する場合、税制上の特例を設けること。

#### 雇用失業情勢に的確に対応した効果的な雇用開発の実施

引き続き雇用機会の開発を促進していく地域については、地域指定期間が短縮できる仕組みを設けるなど雇用失業情勢の急激な変化に弾力的かつ的確に対応できるよう制度の見直しを行う必要がある。